

新たに起業する方を応援します！



丹波篠山市起業支援助成金のご案内

ふるさと丹波篠山に住もう帰ろう運動

丹波篠山市では、“定住の促進”と“地域経済の活性化及び雇用機会の拡大”を目的として、新たに市内で起業される方を対象に、その開業に掛かる経費の一部を支援します。

□ 制度の趣旨、目的

丹波篠山市では、“ふるさと丹波篠山に住もう帰ろう運動”の一環として定住の促進を図るため、新たに起業する方々を支援します。特に「丹波篠山市定住促進重点地区^{※1}（以下重点地区）」を重点的に支援し、また空き家・空き店舗の活用や若者定住者の起業などの支援も行います。

※1 丹波篠山市定住促進重点地区: 畑、日置、後川、雲部、福住、村雲、大芋、西紀北地区

□ 支援の内容

(1) 起業地助成：初期投資に係る助成（初期投資経費の30%以内）。

重点地区は**上限70万円** 重点地区以外は**上限20万円**

(2) 空き家・空き店舗助成：空き家空き店舗を活用する場合、

上限20万円（初期投資経費の30%以内）。

(3) 若者定住助成：UJI ターン者の起業の場合、

上限20万円（初期投資経費の30%以内）。

(4) 特産振興助成：取扱商品に丹波篠山市の特産を活用する場合、

上限20万円（初期投資経費の30%以内）

(5) 宿泊事業振興助成：旅館業法、住宅宿泊事業法に基づく宿泊事業を行う起業の場合、

上限20万円（初期投資経費の30%以内）

☆ 助成額の注意点 ・ (2)(3)(4)(5)は、(1)とは別枠計算です

・ ただし、(1)～(5)の助成の合計額は、初期投資経費の60%を超えない額です。

□ 支援の進め方

- ・ 交付申請に必要な「起業・経営指導受講」の申込み
- ・ 交付申請の提出
- ・ 随時（概ね2箇月ごと） 起業支援助成金交付審査会^{※2}の開催で決定します。

※ 助成金額は審査会の審査結果によって決定します。

上記のスケジュールは、希望者の数や希望助成額により変動することがあります。

※2 起業支援助成金交付審査会: 起業者の熱意や事業の妥当性、実現性等を審査。市の関係部署で組織。

～ 事業の詳細については、裏面をご覧ください。～

問い合わせ先： 丹波篠山市役所観光交流部商工観光課（第2庁舎2階）

電話：079-552-6907（直通）

丹波篠山市起業支援助成金の概要

☆ 対象となる方

新たに丹波篠山市内で「起業」しようとする方

【「起業」とは】

- ア 事業を営んでいない個人が所得税法第 229 条に規定する開業の届出により、新たに事業を開始する場合。
- イ 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、事業を開始する場合。
- ウ 個人が現在の事業の全部又は一部を継続して操業しつつ、新たな事業を開始する場合。
- エ 法人が現在の事業の全部又は一部を継続して操業しつつ、新たな分野で事業を開始する場合。

【具体例】

- ・ 市内の店舗が、同じ内容の店舗を出店される時。 ⇒ 【対象外】
- ・ 市内の工場が、同じ内容で工場を拡張される時。 ⇒ 【対象外】
- ・ 市内の店舗を移転される時。 ⇒ 【対象外】
- ・ 市外の店舗が、新たに市内で出店される時。 ⇒ 【対象】
- ・ 市内の工場が、新たな分野で工場を建設される時。 ⇒ 【対象】



※ なお、下記に該当する場合は、対象外とします。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 1 5 日法律第 7 7 号）に規定する暴力団の構成員または、暴力団に協力、関与する等これと関わりを持つものであるとき
- (2) 起業者が、市税等を滞納しているとき
- (3) 社団法人日本フランチャイズチェーン協会に加盟している事業者
- (4) その他市長が適切でないとは判断するとき

☆ 支援の内容

支援の内容は、起業に要する「初期投資経費」に対する助成金で、次の 5 種類とします。

【「初期投資経費」とは】

店舗・工場等の購入費、改装工事費や事業に必要な機械設備費（据え付けるもの）等、起業時に発生する経費をいいます。パソコン等他の事業にも流用できる事務用機器、車両運搬具、簡単に持ち運べる電化製品やショーケースなどの物品、広告費等ソフト経費、租税課金、手続き手数料などは対象外経費です。

(1) 起業地助成金

初期投資経費の 30% の額で

重点地区(※)は上限 70 万円、重点地区以外は上限 20 万円

※丹波篠山市定住促進重点地区・・・畑、日置、後川、雲部、福住、村雲、大芋、西紀北地区

(助成金の計算例)

- ① 1 畑地区において、初期投資経費 200 万円で起業する場合
 - ・ 起業地助成金…200 万円×30%=60 万円
- ① 2 篠山地区において、初期投資経費 300 万円で起業する場合
 - ・ 起業地助成金…300 万円×30%=90 万円 ⇒ 重点地区以外の上限額により、助成金額は 20 万円となります。

(2) 空き家・空き店舗助成 空き家・空き店舗を活用した場合、初期投資経費の 30% の額（上限 20 万円）

- 空き家とは・・・「空き家バンク」に登録されていて、6 ヶ月以上居住していない建物です。
- 空き店舗とは・・・「定住促進重点地区」内で、3 ヶ月以上空き店舗となっている建物です。（テナント可）

(助成金の計算例)

- ② 1 八上地区の空き家で、初期投資経費 300 万円で起業する場合
 - ・ 空き家・空き店舗助成金…300 万円×30%=90 万円 ⇒ 上限額により、助成金額は 20 万円となります。
- ② 2 日置地区の空き店舗で、初期投資経費 200 万円で起業する場合
 - ・ 空き家・空き店舗助成金…200 万円×30%=60 万円 ⇒ 上限額により、助成金額は 20 万円となります。

(3) 若者定住助成金 UJI ターン者が起業する場合、初期投資経費の30%の額(上限20万円)

- 対象者は・・・① 申請年度に40歳以下、又は配偶者が40歳以下若しくは中学生以下の親族がいる方。
② 交付申請日前3年以内に移住した、もしくは交付申請年度内に移住予定の方。
(①、②両方該当の方が対象です。)

(助成金の計算例)

- ③ 初期投資経費300万円で起業し、市内に移住する場合
・ 若者定住助成金… $300万円 \times 30\% = 90万円$ → 上限額により、助成金額は20万円となります。

(4) 特産振興助成金 市内の特産品を活用した場合、初期投資経費の30%の額(上限20万円)

※業種は、宿泊業、飲食業、食品加工業・小売業、窯業等で、特産品が売上の50%以上を見込める事業など(要綱参照)

(助成金の計算例)

- ④ 初期投資経費200万円で起業する場合
・ 特産振興助成金… $200万円 \times 30\% = 60万円$ → 上限額により、助成金額は20万円となります。

(5) 宿泊事業振興助成金 旅館業法、住宅宿泊事業法に基づく宿泊事業を行う起業の場合、初期投資経費の30%の額(上限20万円)

(助成金の計算例)

- ⑤ 初期投資経費200万円で起業する場合
・ 宿泊事業振興助成金… $200万円 \times 30\% = 60万円$ → 上限額により、助成金額は20万円となります。

(1)～(5)の助成金活用事例

事例1 美容室を市内在住者が、味間地区内の新店舗で起業する場合(初期投資経費は200万円)

⇒ (1) 起業地助成のみ該当

(1) 起業地助成 $200万円 \times 30\% = 60万円$ → 上限により、20万円

事例2 美容室を35歳のUJIターン者が、日置地区内の空き店舗で起業する場合(初期投資経費は300万円)

⇒ (1) 起業地助成、(2) 空き家・空き店舗助成、(3) 若者定住助成 が該当

(1) 起業地助成 $300万円 \times 30\% = 90万円$ → 上限により、70万円

(2) 空き家・空き店舗助成 $300万円 \times 30\% = 90万円$ → 上限により、20万円

(3) 若者定住助成 $300万円 \times 30\% = 90万円$ → 上限により、20万円

合計 (1) 70万円 + (2) 20万円 + (3) 20万円 = 110万円

事例3 レストランを市内在住者が、特産品を使って今田地区内の空き家で起業する場合(初期投資経費200万円)

⇒ (1) 起業地助成、(2) 空き家・空き店舗助成、(4) 特産振興助成 が該当

(1) 起業地助成 $200万円 \times 30\% = 60万円$ → 上限により、20万円

(2) 空き家・空き店舗助成 $200万円 \times 30\% = 60万円$ → 上限により、20万円

(4) 特産振興助成 $200万円 \times 30\% = 60万円$ → 上限により、20万円

合計 (1) 20万円 + (2) 20万円 + (4) 20万円 = 60万円

事例4 宿泊施設を35歳のUJIターン者が、特産品を使って福住地区内の空き屋で起業する場合

(初期投資経費200万円) ⇒ (1) 起業地助成～(5) 宿泊事業振興助成 が該当

(1) 起業地助成 $200万円 \times 30\% = 60万円$

(2) 空き家・空き店舗助成 $200万円 \times 30\% = 60万円$ → 上限により、20万円

(3) 若者定住助成 $200万円 \times 30\% = 60万円$ → 上限により、20万円

(4) 特産振興助成 $200万円 \times 30\% = 60万円$ → 上限により、20万円

(5) 宿泊事業振興助成 $200万円 \times 30\% = 60万円$ → 上限により、20万円

合計 (1) 60万円 + (2)～(5) 80万円 = 140万円

ただし、初期投資経費200万円の60%を超えるので、助成額は120万円

起業状況によって、助成金額が異なります。必ず事前に商工振興課までご相談ください!!



☆ 助成金交付の手順

助成金を受けようとする方は、以下の手順で手続きを行ってください。下記 **太枠の部分**が助成希望者に行っていただく手続きです。

① 起業、経営指導受講申し込み (丹波篠山市役所)

【提出書類】

- ・ 丹波篠山市起業支援助成金申請に係る起業・経営指導受講申込書 (様式第1号)
- ※ 提出時に事業内容について聞き取りを行います。

③ 起業支援助成金交付申請 (丹波篠山市役所)

【提出書類】

- ・ 丹波篠山市起業支援助成金交付申請書 (様式第2号)
- ・ 起業事業計画書 (様式第3号)
- ・ 取扱商品・サービス詳細 (参考資料 申請用)
- ・ 起業・経営指導終了証明書 (様式第4号)
- ・ 添付書類 (起業支援助成金交付要綱参照)

- ★店舗等施設取得・改装に係る契約書 (写) 又は見積書
- ★改装工事前の店舗等施設写真
- ★市税等の納税証明書
- ☆会社の定款の写し (法人の場合)
- ☆登記事項証明書 (法人の場合)

⑥ 助成決定者の決定、決定通知書の送付

⑦ 実績報告 (丹波篠山市役所)

【提出書類】

- ・ 丹波篠山市起業支援助成実績報告書 (様式第8号)
- ・ 取扱商品・サービス詳細 (参考資料 実績用)
- ・ 初期投資経費収支報告書 (様式第9号)
- ・ 添付書類 (起業支援助成金交付要綱参照)

- ★初期投資経費に係る領収書
- ★初期投資経費を充当した該当物の写真
- ★起業を証する書類
- ☆営業許可証 (許認可を必要とする業種の場合)
- ☆全部事項証明書 (不動産取得の場合)
- ☆賃貸借契約書 (写) (空き家・空き店舗活用の場合)
- ☆住民票の写し (若者定住助成活用の場合)
- ☆特産品の活用を証する書類 (特産品活用の場合)

⑪ 決算書の提出

起業後3年度間について、毎年の決算書を提出いただくとともに、必要に応じて操業状況の確認または経営相談や指導を実施します。

② 起業、経営指導の受講*

(丹波篠山市商工会)

※この経営指導は、助成金の受給の必須条件となります。

④ 現地調査、聞き取り

起業事業計画書に基づき、操業状況の調査、聞き取り等を実施します。

⑤ 起業支援助成金交付審査会の開催

起業支援助成金交付審査会において、助成の可否を審査・決定します。(適宜開催)

⑧ 交付額確定、確定通知書の送付

⑨ 助成金の請求 (丹波篠山市役所)

- ・ 丹波篠山市起業支援助成金交付請求書 (様式第11号)

⑩ 助成金の交付

☆ 助成の取り消し

下記に該当するとき、助成の決定を取り消す場合があります。

- (1) 助成対象事業を変更、又は廃止したとき。
- (2) 虚偽その他不正の行為により助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、この要綱及び丹波篠山市補助金交付規則 (平成17年篠山市規則第25号) に違反したとき。

○丹波篠山市起業支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の産業を振興することにより、地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図るとともに、住もう帰ろう運動の一環として、定住の促進に寄与することを目的として、本市内で新たに起業する者に対し、起業に対する助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 起業 次のいずれかに該当する場合とする。

ア 事業を営んでいない個人が所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業の届出により、新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、事業を開始する場合

ウ 個人が現在の事業の全部又は一部を継続して操業しつつ、新たな事業を開始する場合

エ 法人が現在の事業の全部又は一部を継続して操業しつつ、新たな分野で事業を開始する場合

(2) 起業者 本市内において新たに起業する者をいう。

(3) 初期投資経費 事業の用に供する建物の取得(土地の取得を除く。)又は増改築若しくは改修に要する経費及び設備の取得(家庭用に転用できるものを除く。)に要する経費(ただし、助成金の交付申請年度の前年度以降の投資に係る経費に限る。)をいう。

(4) 定住促進重点地区 畑、日置、後川、雲部、福住、村雲、大芋及び西紀北の地区をいう。

(5) 空き家 居住を目的として建築された建物で、6か月以上居住がなされていないもの(同一敷地内に居住がなされている母屋又は離れがあるものを除く。)であって、市の空き家バンクに登録されているものをいう。

(6) 空き店舗 定住促進重点地区区内で店舗を目的として建築された建物で、3か月以上店舗として利用されていないものをいう。

(7) UJIターン 交付申請年度において年齢が40歳以下の者又は40歳以下の配偶者若しくは中学生以下の親族を有する者が、当該年度内に市内へ移住すること(交付申請日前3年以内に市内へ移住した場合を含む。)をいう。

(8) 特産品 丹波篠山市産の丹波篠山黒豆、丹波篠山黒枝豆、丹波篠山山の芋、丹波茶、丹波栗及び猪肉並びに丹波焼及び王地山焼など市職員で組織する起業支援助成金交付審査会(以下「審査会」という。)で認めたものをいう。

(9) 宿泊事業 旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づく許可もしくは住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)に基づく届出を経て行うものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象者は、助成金の交付申請年度に市内で起業する起業家で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 中小企業基本法(昭和38年7月20日法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であること。

(2) 兵庫県信用保証協会の定める保証対象業種であること。

(3) 交付申請時点において起業していないこと。

(4) 次条第1項の表第3号に規定する助成金を受ける場合にあつては、起業後3年以上市内に居住する意思があること。

(5) 次条第1項の表第4号に規定する助成金を受ける場

合にあつては、その事業が次に掲げる業種に属し、かつ、売上げの50%以上が特産品によるものであることが見込まれる事業であり、又は丹波篠山のPRにつながる新規性を有する事業であること。

- ア 宿泊業
- イ 飲食サービス業
- ウ 食料品製造業
- エ 飲料製造業
- オ 窯業・土石製品製造業
- カ 食料品小売業
- キ 飲料小売業
- ク 窯業・土石製品小売業

2 起業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の対象外とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力、関与する等これと関わりを持つものであるとき。
- (2) 市税等を滞納しているとき。
- (3) 社団法人日本フランチャイズチェーン協会に加盟しているとき。
- (4) 丹波篠山市企業誘致及び雇用促進に関する条例(平成14年篠山市条例第31号)に規定する奨励金の対象となるとき。
- (5) その他市長が適切でないと判断するとき。

(支援の内容)

第4条 市長は、この要綱の目的に基づき、予算の範囲内において次の表に定める支援措置を行うことができる。

(1) 起業地助成金	初期投資経費の30%以内の額。ただし、定住促進重点地区で起業する起業者は、その上限を70万円とし、定住促進重点地区以外で起業する起業者は、その上限を20万円とする。
(2) 空き家・空き店舗活用助成金	空き家又は空き店舗で起業する起業者は、前号に規定する助成金とは別に初期投資経費の30%以内の額。ただし、その上限を20万円とする。
(3) 若者定住助成金	UJIターンにより起業する起業者は、第1号に規定する助成金とは別に初期投資経費の30%以内の額。ただし、その上限を20万円とする。
(4) 特産振興助成金	特産品を活用する起業者は、第1号に規定する助成金とは別に初期投資経費の30%以内の額。ただし、その上限を20万円とする。
(5) 宿泊事業振興助成金	宿泊事業を行う起業者は、第1号に規定する助成金とは別に初期投資経費の30%以内の額。ただし、その上限を20万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の表各号に規定する助成金の合計額は、初期投資経費の60%の額を超えることができない。

3 前2項の規定により算出した助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 第1項の場合において、国、県等の補助金又は本市が交付する他の補助金を受ける場合は、当該補助金の対象事業費をこの要綱に基づく助成金の対象外経費とする。

5 この要綱に基づく助成金は、丹波篠山市商工会が交付する丹波篠山市商工会元気商店街創造事業助成金と併用できない。

(助成申請者の募集)

第5条 市長は、助成金の交付を受けようとする者（以下「助成申請者」という。）を公募するものとする。

2 公募の方法及び期間は、市長が別に定める。

（助成申請の条件）

第6条 助成申請者は、丹波篠山市起業支援助成金申請に係る起業・経営指導受講申込書（様式第1号）により、丹波篠山市商工会において、起業及び経営に関する指導等を受講しなければならない。

（交付の申請）

第7条 助成申請者は、前条に規定する指導を受講した上、丹波篠山市起業支援助成金交付申請書（様式第2号）、起業事業計画書（様式第3号）及び起業・経営指導終了証明書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 会社の定款の写し（法人の場合）
- (2) 登記事項証明書（法人の場合）
- (3) 市税等の納税証明書
- (4) 店舗等施設取得・改装に係る契約書（写し）又は見積書
- (5) 改装工事前の店舗等施設写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請を受理したときは、丹波篠山市商工会に対し、当該助成申請者の指導に係る実績及び事業に対する所見について起業・経営指導証明書兼意見書（様式第5号）により報告を求めるものとする。

（交付の審査及び決定）

第8条 市長は、前条の申請を受理したときは、審査会を開催し、当該申請内容を審査の上、助成金交付の可否を決定する。

2 前項の決定については、丹波篠山市起業支援助成金交付決定通知書（様式第6号。以下「決定通知書」という。）又は丹波篠山市起業支援助成金申請却下通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、第1項に規定する審査に関して、市長の要請に応じて審査会に出席しなければならない。

（権利譲渡の禁止）

第9条 前条第2項の規定により決定通知を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、助成金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（状況報告及び実地調査）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、助成金の交付の対象となった事業（以下「助成決定事業」という。）の操業状況に関し、助成決定者に報告を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

（実績報告）

第11条 助成決定者は、助成決定事業を開始したときは、速やかに丹波篠山市起業支援助成実績報告書（様式第8号）及び初期投資経費収支報告書（様式第9号）に次に掲げる書類等を添えて、当該年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 初期投資経費に係る領収書
- (2) 初期投資経費を充当した該当物の写真
- (3) 起業を証する書類
- (4) 営業許可証（許認可を必要とする業種の場合）
- (5) 全部事項証明書（不動産取得の場合）
- (6) 賃貸借契約書の写し（第4条第1項の表第2号に規定する助成金を受けようとする場合で、建物を賃借しているとき。）
- (7) 住民票の写し（第4条第1項の表第3号に規定する助成金を受けようとする場合）
- (8) 特産品を活用したことを証する書類（第4条第1項の

表第4号に規定する助成金を受けようとする場合）

(9) その他市長が必要と認める書類等

2 市長は、前項の規定による報告について必要があると認めるときは、助成決定者に報告を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

3 市長は、前項の規定による報告又は実地調査の結果、助成決定事業の実績が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を講ずるよう助成決定者に命ずることができる。

（助成金額の確定）

第12条 市長は、前条の報告を受理したときは、その内容を審査の上、助成金の額を確定するものとする。ただし、その助成金額は、決定通知書に記載された金額以内の額とする。

2 市長は、前項の規定により助成金額を確定したときは、丹波篠山市起業支援助成金額確定通知書（様式第10号）により、その旨を当該助成決定者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第13条 助成決定者は、前条の規定により通知を受けた後、丹波篠山市起業支援助成金交付請求書（様式第11号）により、助成金の請求を行うものとする。

2 市長は、前項の助成決定者からの請求に基づき、助成金を交付する。

（決定の取消し）

第14条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 起業した年度を含む3年度間に許可なく助成決定事業の内容を変更し、又は廃止したとき。
- (2) 虚偽その他不正の行為により助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、この要綱及び丹波篠山市補助金等交付規則（平成17年篠山市規則第25号）に違反したとき。

2 前項の決定については、丹波篠山市起業支援助成金決定取消通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

（補助金等の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、丹波篠山市起業支援助成金返還通知書（様式第13号）を申請者に送付し、その返還を命ずるものとする。ただし、代表者本人の死亡又は事故、災害等の事由により市長の許可を得た場合は、この限りでない。

（助成事業の経過確認）

第16条 助成決定者は、起業した年度を含む3年度間において、決算終了後、速やかに市長に対し決算書を提出しなければならない。

2 市長は、助成金の交付を行った助成決定事業について必要があると認めるときは、助成決定者に丹波篠山市商工会による経営指導を受けさせることができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。